

あかり便り

2020年3月号

税理士法人あかり会計

〒064-0804 札幌市中央区南4条西6丁目晴ばれビル6階

TEL 011-330-7711(代表) FAX 011-330-7722

いつもお世話になっております。

先日、国税庁より新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、申告所得税、贈与税及び個人事業者の消費税の申告期限・納付期限について、令和2年4月16日(木)まで延長することが発表されました。

ただし、所得税の青色申告承認申請書及び青色事業専従者給与に関する届出書については、期限延長の発表がないことから原則の期限である3月15日までと考えておくのが無難です。



～ インフォメーション ～

あかり会計ホームページをリニューアルしました！

下記HPアドレスにて耳より情報を掲載していきますので、是非ともアクセスして下さい。

<http://akari4.com/>



～ 3月の税務カレンダー～

3/10

2月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付

3/31

1月決算法人の確定申告<法人税・消費税等・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税>

7月決算法人の中間申告<法人税・消費税等・法人事業税・法人住民税>(半期分)

4/16

令和1年分所得税の確定申告

令和1年分贈与税の申告

個人事業者の令和1年分消費税の確定申告



預金とマイナンバーのひもづけ義務化へ

提供:エヌビー通信社

マイナンバーの預金口座へのひも付けについて、高市早苗総務相が義務化に前向きな姿勢を示しています。1月中旬の閣議後の会見で「財務省、金融庁において義務化の実現に向けた検討をいただけるようお願いした」と明かし、災害対策などに活かせる意義を強調しました。

高市氏は今年を「マイナンバーカードの普及・利活用にとって極めて重要な年になる」と位置付け、「来年3月に、マイナンバーを健康保険証として使えるようにするという大きな目標がある」と述べ、カードと番号制度の普及に強い意欲を示しています。

その一つが、現在は任意となっている預金口座へのマイナンバーのひも付けの義務化です。高市氏は「財務省、金融庁において実現に向けた検討をいただけるよう、お願いいたしました」と述べ、「相続や災害発生時に預金の引き出しをすることについて国民の皆様の負担軽減ができる」と意義を説明しました。さらに「私自身、親が他界した時に、一体どこに預金口座があるのかさっぱり分からず、通帳を探し出すのに一苦労した」と自身の経験を語り、「津波の被害を受けられた方々が通帳も何も流されてしまって、口座の所在が分からないといったお声もうかがっていた」として、義務化によって口座の所在が明確になるメリットを挙げました。

マイナンバーカードについて政府は、「カードの普及に向けて政府システムを構築したこともある。国民のカード利用が進まないと、国民の利便性向上や経済の生産性向上が進まない」と菅義偉官房長官が述べるなど、普及拡大に並々ならぬ意欲を見せていますが、現実には昨年11月時点で交付率14.3%と伸び悩んでいる状況です。

< 情報提供：エヌビー通信社 >